

(仮称)我孫子市生活安全条例の制定  
に関する提言について

平成17年10月

(仮称)我孫子市生活安全条例を考える委員会

# 目 次

- 1 我孫子市の現状を踏まえた条例の制定について・・・・・・・・・・ 2
- 2 条例の基本となる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 条例に盛り込む内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 1 我孫子市の現状を踏まえた条例の制定について

### (1) 犯罪の現状と課題

近年、全国的に犯罪の巧妙化、凶悪化が進み、発生件数も高い水準で推移している。

我孫子市では、平成13年以降、犯罪の発生件数が減少しているが、依然年間2,500件を超える犯罪が市内で発生しており、その内訳は、侵入盗や車上狙い、自転車盗など身近な犯罪が多くを占めている。

このような状況の中で、市民は、体感的に治安が悪化していると感じ日常生活に不安を抱いている。

地域では、自治会等やPTA、地元の有志などによる防犯活動が盛り上がりを見せ、パトロール隊の設立や防犯講話会など、自らが自主的に実施する防犯活動が増えてきている。

これらの活動は、防犯対策にとどまらず「安全」をキーワードに、道路の側溝の不具合、自転車の無灯火、放置駐車、空き地や空き家の把握などに関しても取り組まれている。

市全体での組織化された活動については、自治会等の代表や地域のボランティア、教育関係機関、市内の事業者の組合などで組織する我孫子市防犯協議会が中心となり、それぞれの団体の連携を図るとともに、警察や市と連携した市内一斉パトロール、誘拐防止教室、違法看板の撤去、その他様々な啓発活動を実施している。

このように市内では、様々な団体が自主的な活動を実施しているが、地域による温度差やリーダーの育成などに課題がある。

また、まちづくりの視点からも、建物や土地、駐車場などについても、犯罪を未然に防止するための取り組みを進める必要がある。

### (2) 交通事故の現状と課題

我孫子市における平成16年の交通事故発生件数は、653件で死者2人、負傷者832人となっている。

平成17年は、交通事故死者数が9月で既に8人で、うち半数が65歳以上の高齢者である。

交通事故の特徴は、高齢化の進展に伴い、高齢者に関わる事故や自転車による事故の割合が高くなっている。

このような状況から、警察や市、関係機関では、親や子、高齢者を対象とした交通安全大会や小中学校、幼稚園等での実践参加型交通安全教室を実施している。

また、通学路を中心に我孫子市交通指導員、交通安全推進隊（交通ボランティア）、PTAなどによる街頭監視や保護、誘導活動を行っている。

市では、高齢者の交通事故防止について、我孫子市交通安全シルバーリーダーを設置し、交通安全に関する思想の普及を進めるとともに、警察や道路管理者、

交通安全担当者による交通事故多発箇所の共同現地診断を実施し、道路の改善などにも取り組んでいる。

このように市内では、行政や関係機関が中心となり様々な取り組みが実施されているものの、自治会など地域が主体となった活動はまだ少なく、家庭での子どもへの教育や自転車の運転マナー、高齢者の安全対策についても取り組みが必要である。

### (3) 我孫子市の条例としてのあり方

条例に求められることは、我孫子市の現状を踏まえ、課題を解決するためにどのような取り組みが必要であることを認識した上で、それらの取り組みがより効果的に確実に推進できる体制を構築することである。

市民、事業者、行政による市民の安全を守るための取り組みは、それぞれが個々に行うのではなく、各々が自立し、他者に依存することなく適切な役割分担と連携のもと推進することが最も重要である。

条例では、安全で安心なまちづくりについて、基本理念を定め、全ての者の役割を明確にし、施策を総合的に推進するための規定が求められる。

また、市の施策として、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の取り組みが更に推進されるための支援策や新たな取り組みを盛り込み、様々な施策が計画的かつ総合的に推進できる規定が必要である。

## 2 条例の基本となる事項

### (1) 基本理念

安全で安心なまちづくりについて、取り組みの基本的精神と推進の重要性を規定する。

安全で安心なまちづくりの推進について、全ての者の適切な役割分担のものと連携を規定する。

### (2) 役割

市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の自主的な活動の推進と連携のための役割を明確に規定する。

### (3) 施策

条例に実効性を持たせ、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となる施策を条文に盛り込む。

具体的には、市が独自又は他者と連携し推進する施策として、高齢者等(幼児、児童を含む)への配慮、建物や土地の適正管理、安全で安心なまちづくりの推進組織、路上違反広告物除去サポーター制度、安全安心アドバイザーの設置について規定する。

### 3 条例に盛り込む内容について

#### 【前文】(宣言)

全国的に犯罪の凶悪化、巧妙化が進み発生件数も高い水準で推移しており、交通事故による被害者も後を絶たず、市民は、日常生活において大きな不安を抱えている。

犯罪と事故を防止し、市民が安心して暮らせる社会を実現するためには、市民一人ひとりが安全意識を持ち、自立と助け合いの精神のもと良好な地域社会を実現することが大切である。

また、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が適切に役割を分担し、相互に協力しながら安全で安心なまちづくりを進める必要がある。

安全で安心な地域社会は、私たち市民すべての願いであり、犯罪と交通事故をなくすために、ここに我孫子市生活安全条例を制定し、すべての者が力を合わせて「日本一安全で安心なまち」の実現をめざすことを宣言する。

#### <説明>

市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の全てが総合的に安全で安心なまちづくりを推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するために、市民一人ひとりの共通の願いとして「日本一安全で安心なまち」の実現をめざすことを宣言するものである。

#### 【目的】

この条例は、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を総合的に推進することにより、安全で安心な地域社会を実現することを目的とする。

#### <説明>

この条例では、安全で安心なまちづくりについて、「基本理念を定める」「市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の役割を明らかにする」「施策の基本となる事項を定め総合的に推進する」を定めることにより、誰もが安全で安心して暮らせる社会、すなわち安全で安心な地域社会の実現を目指すものである。

## 【定義】

安全で安心なまちづくりとは、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が行う犯罪の防止及び交通安全に関する生活環境の整備及び自主的な活動をいう。

2 市民とは、市内に住所を有し、又は滞在、通過をする者並びに市内に土地又は建物を所有し、若しくは管理する者をいう。

3 自治会等とは、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

4 事業者とは、市内で事業活動を行う全ての者をいう。

5 関係機関とは、市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する行政機関、防犯及び交通安全関係等の公共的団体をいう。

6 教育機関等とは、小学校、中学校、幼稚園及び保育園をいう。

7 高齢者等とは、高齢者、障害者並びに義務教育修了前の幼児、児童及び生徒をいう。

## <説明>

### 1 項関係

この条例の中で、非常に重要で多く使われる用語である「安全で安心なまちづくり」を定義し、明確にしたものである。

### 2 項関係

市民には、市内に居住する者のほかにも滞在や通過する者、土地建物の所有者などを含める。

### 3 項関係

自治会その他の地域的な共同活動を行う団体とは、自治会、マンションの管理組合、老人会、子ども会など地域住民で構成、活動する任意の団体をいう。

### 4 項関係

事業者には、市内の店舗、事業場、経営者のほか、従業員も含まれる。

### 5 項関係

関係機関には、我孫子警察署、公共施設を管理する行政機関、我孫子市防犯協議会などの防犯関係団体、交通安全協会などの交通安全関係団体が含まれる。

公共施設には、集会施設や図書館、道路、公園などのほか、公団や公社などが管理する施設も含まれる。

### 6 項関係

教育機関等における防犯及び交通安全の教育を推進する規定を設ける必要があるため、定義したものである。

### 7 項関係

高齢者や障害者、義務教育修了前の幼児や児童、生徒は、取り組みの実施において特別に配慮する規定を設ける必要があるため、高齢者等と定義したものである。

### 【基本理念】

安全で安心なまちづくりは、自立と助け合いの精神に支えられた良好な地域社会の実現に向けて、その重要性を認識し行わなければならない。

- 2 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を不当に侵害しないように配慮して行わなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の適切な役割分担のもと連携して行うものとする。

### <説明>

#### 1 項関係

行政や他の団体等から強い関与や支配を受けることなく、自立した者同士がそれぞれの立場を尊重しつつ対等な関係で助け合うという精神で、自らの活動を推進することを規定したものである。

#### 2 項関係

例えば店舗等において、防犯カメラを設置し犯罪と事故の防止対策を講じる場合、その有効性に重点を置くあまり、個人の肖像権を侵害することがないように適切な運用基準や防犯カメラ設置の明確な表示をするなど人権へ配慮する必要がある。

また、自治会等による自主的な活動の実施において、活動に参加しない者や自治会等に入っていない者を非難することのないよう人権への配慮を規定したものである。

#### 3 項関係

安全で安心なまちづくりを推進するにあたり、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が互いに対等な関係であることを前提として、適切に役割を分担し、連携しながら事業を実施していこうとするものである。

### 【市の役割】

市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、計画を策定し、これに基づき必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等との密接な連携を図るとともにそれらの自主的な活動を支援するものとする。
- 3 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、安全に配慮した環境整備を図るものとする。

## <説明>

### 1 項関係

市は、基本理念にのっとり、防犯に関する施策について計画を策定し、事業を実施することを定めたものである。

また、交通安全に関する計画は、交通安全対策法（昭和45年法律第110号）第26条で市町村が策定するよう定められており、それに基づいて交通安全計画を策定する。

それぞれの計画に基づく施策の推進にあたっては、教育、福祉部門と連携して安全に関する教育を推進していく。

### 2 項関係

市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等は、取り組みを個々に実施するのではなく、相互に連携し総合的かつ計画的に推進する必要がある、これらの自主的な活動に対し、活動用品の貸与や情報提供、活動への協力、助言などの支援を行うことを定めたものである。具体的な取り組みは、計画に位置付け実施していく。

### 3 項関係

市は、防犯や交通安全に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場、その他の公共施設の整備を図ることを定めたものである。

防犯に関しては、千葉県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針」を参考とする。

交通安全に関しては、我孫子市交通安全計画に基づき、対策の推進、整備を実施していく。

## <考えられる取り組みの概要>

- ・事業者、慈善団体などの広告が入った活動用品の寄付の協力依頼
- ・全市的に統一したベストや腕章などの活動用品を配布し、連帯意識の高揚と活動の活性化を推進
- ・保健センターの幼児健診の際に親子対象の誘拐防止教室や交通安全教室を合わせて行うなど、連携による効果的な啓発の実施
- ・管理の不十分な空き地や空き家の管理者への指導
- ・門灯の設置と夜間の点灯などの啓発、協力依頼
- ・空き店舗を利用した安全安心情報の発信、活動拠点の整備
- ・ケースワーカーやホームヘルパー、保健師との連携による高齢者の安全に関する取り組みの推進
- ・防犯機器の設置についての助成制度
- ・一定規模以上の駐車場に対する照明の設置要請
- ・落書の防止活動や清掃活動に若者を取り込む
- ・歩行者に優しい道路の整備や子どもの目線で見える標識の設置

### 【市民の役割】

市民は、基本理念に基づき、自らの安全対策を図るとともに地域の安全を守るために近隣住民と協力して安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

#### <説明>

安全で安心な地域社会の実現は、全ての住民の共通の願いであり、行政や関係機関のみでは達成できないことから、自ら正しい知識を身に付け実践していくことと住民同士が協力して安全対策に関する活動を推進していくことを努力規定としたものである。

#### <考えられる取り組みの概要>

- ・あいさつなど声かけの実践
- ・家庭での子どもへの安全に関する教育
- ・防犯や交通安全に関する正しい知識の習得と実践
- ・市、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等から発信される情報を積極的に受け取る。
- ・自治会等やボランティア団体が行う地域の安全活動への積極的な参加と協力

### 【自治会等の役割】

自治会等は、基本理念に基づき、地域の防犯力と交通安全意識を高めるため、自主的な活動の推進に努めるものとする。

#### <説明>

自治会等は、地域住民によって構成されており、様々な共同活動のなかで、防犯や交通安全の活動を行っている。

このような活動は、地域の防犯力と交通安全意識の向上に重要な役割を果たすため、自主的な活動の推進を努力規定としたものである。

#### <考えられる取り組みの概要>

- ・近隣自治会との連携により、安全活動の充実に努める
- ・学校やPTA、消防団などとの連携による地域のつながりの強化と活動の年齢層の拡大
- ・近隣住民同士のあいさつや声かけ運動の推進
- ・生活安全パトロール車を使用した、防犯や交通安全に関するPR活動の実施

### 【事業者の役割】

事業者は、市及び関係機関と連携し、犯罪と交通事故の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、地域の防犯力と交通安全意識を高めるため、市民及び自治会等の自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

#### <説明>

##### 1 項関係

事業者は、事業活動において自らと市民の安全を守るために、市や関係機関と連携して必要な措置を講ずるよう努力規定としたものである。

##### 2 項関係

事業者は、地域社会の一員として、自治会等が行う自主的な活動への参加協力や市民、自治会等と連携した活動の実施を行うよう努力規定としたものである。

#### <考えられる取り組みの概要>

- ・安全対策に関するマニュアルの整備と従業員の教育
- ・コンビニエンスストアや商店での「防犯110番の店」としての取り組み
- ・郵便局や配達業者、タクシー会社などとの通報協定
- ・公共交通機関で「パトロール実施中」などのステッカーを掲示
- ・事業活動における安全運転及びマナーの徹底

### 【関係機関の役割】

関係機関は、基本理念に基づき、市や自治会等及び事業者が行う取り組みが効果的に行われるよう協力するものとする。

#### <説明>

##### 1 項関係

関係機関は、安全で安心なまちづくりの趣旨を理解し、市や自治会等及び事業者の活動が効果的に推進されるよう協力することを努力規定としたものである。

#### <考えられる取り組みの概要>

- ・高齢者等への安全に関する講習会の実施
- ・幼稚園や保育園、学校などで行う安全に関する教育への協力、連携

### 【教育機関等の役割】

教育機関等は、基本理念に基づき、市及び関係機関と連携し、犯罪の防止と交通安全に関する取り組みの実施に努めるものとする。

2 教育機関等は、市及び関係機関が行う取り組みが効果的に行われるよう協力するものとする。

#### <説明>

##### 1 項関係

教育機関等は、自らが行う事業や運営する施設などにおいて、総合的かつ計画的に防犯と交通安全に関する取り組みを推進するよう努力規定としたものである。

特に、安全に関する教育は、重要であり、積極的に推進することが求められる。

##### 2 項関係

教育機関等は、市や関係機関が行う安全で安心なまちづくりに関する取り組みの趣旨を理解し、効果的に推進されるよう協力し、若しくは実践することを定めたものである。

#### <考えられる取り組みの概要>

- ・ 保育士や教師などへの侵入者対策講習の実施
- ・ 幼稚園や保育園、学校での交通安全教室の拡充と専任職員による教育
- ・ 教育機関で、子どもが暴力から自分で身を守る教育（CAPプログラム）の導入

### 【高齢者等への配慮】

市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等は、高齢者等が安心して暮らすことができるよう配慮するものとする。

#### <説明>

高齢者や障害者、義務教育修了前の幼児や児童、生徒は、市民の中でも犯罪や事故に対して弱い立場であり、高齢者等が安心して暮らせるように、地域が一体となった関わりや見守りが必要である。

このため、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が協力して良好なコミュニティを形成し「声かけ運動」や「啓発」、「相談」の活動を推進するなど、高齢者等への配慮を定めたものである。

特に、教育機関等での安全に関する教育は、重要であり、積極的に推進していく。

#### <考えられる取り組みの概要>

- ・ 子ども110番の家の拡充
- ・ P T A や地域住民による登下校指導
- ・ メール配信サービスによる犯罪や不審者情報の周知
- ・ 高齢者向けの防犯や交通安全教室の拡充
- ・ 福祉施設での防犯や交通安全教室の拡充

### 【建物等の適正な管理】

建物又は土地（以下「建物等」という。）を所有し、占有し、又は管理する者は、防犯及び交通安全に配慮し、地域の良好な生活環境を損なわないよう建物等の適正な管理に努めなければならない。

#### <説明>

建物等の範囲には、全ての建物及び土地が含まれ、これらの不適切な管理や放置により、地域環境の悪化や犯罪の現場になる恐れが生じる。

また、多くの人や車などが出入する施設では、防犯や交通安全に関する配慮を欠くことにより、事件や事故などの危険が生じる。

土地においては、ケガや事故の恐れがある杭、柵、金属片等の物品の管理が不十分であったり、このような物が保管してある場所に容易に他の者が侵入できる状態にしておくことは、事故の発生と犯罪機会を与えることにつながる恐れがある。

このようなことから、全ての建物及び土地の所有者等に適正な管理の努力を定めたものである。

### 【安全安心モデル地区の指定】

市長は、この条例の目的を達成するために、安全安心モデル地区（以下「モデル地区」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、モデル地区を指定しようとするときは、市の区域を管轄する警察署、我孫子市防犯協議会及び我孫子市交通安全推進協議会と協議するものとする。
- 3 市長は、モデル地区を指定しようとするときは、その旨を告示するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、モデル地区の指定を変更し又は解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりモデル地区の指定を変更し又は解除するときに準用する。

#### <説明>

##### 1 項関係

この条例の目的を達成するために、モデル地区の指定を定めたものである。

モデル地区では、地域の自主的な活動促進を図るとともに、市が重点的に施策を進める。

具体的には、パトロールや講習会への参加協力、活動用品の貸与、リーダー育成やパトロール隊設立のための助言などを警察と協力して重点的に実施する。

##### 2 項関係から 5 項関係

モデル地区の指定、変更又は解除する際の手続きを定めたものである。

### 【推進組織】

市は、犯罪のないまちの実現のため、防犯対策の推進母体として我孫子市防犯協議会の充実に努めるものとする。

2 市長は、交通事故のない安全な交通環境の実現のため、我孫子市交通安全推進協議会を置く。

3 我孫子市交通安全推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則に定める。

### <説明>

#### 1 項関係

市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が連携し防犯活動を推進する組織として、我孫子市防犯協議会を明確に規定することにより、総合的かつ効果的な推進を図るものである。

現在の我孫子市防犯協議会は、事業者や教育関係機関などで組織されているが、加入していない団体がある。

更なる組織の拡大や事業の充実、他の団体との連携強化が必要であるため、組織と事業活動を見直し、役割の明確化と事業の拡充に努める。

#### 2 項関係

既存の我孫子市交通安全対策協議会の名称を変更し、本条例に新たに規定するものである。

これにより、我孫子市交通安全対策協議会条例（昭和37年我孫子市条例第20号）は廃止する。

#### 3 項関係

我孫子市交通安全推進協議会の組織構成や運営、任務などについては、規則で定めるよう規定したものである。

我孫子市交通安全推進協議会の構成団体として考えられるものは、公益代表、我孫子市交通安全協会、我孫子市安全運転管理者協議会、教育委員、小中学校長、学識経験者などである。

### 【路上違反広告物除去サポーター制度】

市は、犯罪の起きにくい良好な風俗環境とまちの美観の維持のため、路上屋外広告物の除去を除去サポーター及び除去サポート団体に委任することができる。

2 除去サポーター及び除去サポート団体の任務、活動その他必要な事項は、市長が別に定める。

#### <説明>

##### 1 項関係

ピンクビラや金融の広告、不動産の広告などがない良好な風俗環境とまちの美観の維持は、犯罪が起きにくい環境整備と青少年の健全育成に有効である。

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)では、違法に設置された簡易な看板の除去が認められており、その事務が市に委譲されている。

これらの関係法令の趣旨にのっとり、除去を推進するためにその事務の委任を規定するものである。

##### 2 項関係

市長は、除去サポーター及び除去サポート団体への委任や任務、活動などについて必要な事項を定めるよう規定したものである。

簡易な違反屋外広告物の除去は、我孫子市防犯協議会が風俗環境浄化活動の一環として地域住民とともに実施してきた。

地域では、このような活動を自主的に推進したいとの声があり、市民に活動の経験者もいる。

このような背景から市民及び団体を委任する制度を要綱で定める。

### 【安全安心アドバイザー】

市は、地域の自主的な活動の推進とリーダーの育成のため、安全安心アドバイザー（防犯及び交通安全に関し経験、知識を有する者をいう。）を置き、活動する組織への助言及び指導等を行うものとする。

#### <説明>

安全安心アドバイザーは、防犯や交通安全に関する経験、知識を有する警察官OBや長年地域で活動している市民を嘱託職員として雇用し、市民や自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等と連携した活動の実施と地域で行われる自主的な活動への助言や指導を行う。

当該制度の詳細な内容については、市長が別に定める。

#### <考えられる制度の概要>

任用：警察官OBや長年地域で活動している市民を安全安心アドバイザーとして複数名雇用する。

雇用にあたっては、女性のアドバイザーも検討する。

役割：地域の自主的な活動の推進のため、地域でのリーダー育成、防犯対策や交通安全対策などの啓発、様々な活動への助言と指導、意識啓発を役割とする。

活動：アドバイザーの具体的な活動は、次のようなものが考えられる。

- ・地域パトロール隊設立の働きかけ
- ・パトロール活動の協力や助言
- ・パトロール時の危険箇所の確認や防犯診断
- ・防犯や交通安全に関する講話
- ・警察や市との情報のパイプ役
- ・新たなリーダーの育成
- ・その他地域と連携した防犯や交通安全に関する助言や指導、啓発活動